

平成22年第22回教育委員会記録

平成22年12月22日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成22年12月22日(水) 午後2時00分～午後2時25分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育改革担当長 渡辺 均

庶務課長 北風 進 教育人事企画長 佐藤 浩

教育改革推進課長 岡本 勝実 教育委員会事務局事務統括指導主事 白石 高士

学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 学務課長 日暮 修通

社会教育・スポーツ課長 植田 敏郎 郷土博物館長 阿出川 潔

済美教育一長 玉山 雅夫 済美教育一長 坂田 篤

済美教育一長 田中 稔 中央図書館長 和田 義広
統括指導主事
特命事項担当副参事
(子供園担当課長) 正田 智枝子

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 島崎 和也

傍聴者数 1名

会議に付した事件

(議案)

議案第107号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第108号 杉並区立子供園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第109号 教育財産の用途廃止について

(報告事項)

- (1) 「学校支援本部事業等支援業務」公募型プロポーザル実施結果について
- (2) 杉並区立天沼小学校移転に伴う教育財産（行政財産）の用途廃止後の活用について
- (3) 「杉並区中学校対抗駅伝大会2010」の実施結果について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
----------------	---

議案審議

議案第107号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正 する規則	4
---	---

議案第108号 杉並区立子供園の管理運営に関する規則の一部を改 正する規則	4
--	---

議案第109号 教育財産の用途廃止について	5
-----------------------	---

報告事項

(1) 「学校支援本部事業等支援業務」公募型プロポーザル実施結果 について	6
--	---

(2) 杉並区立天沼小学校移転に伴う教育財産（行政財産）の用途廃 止後の活用について	9
---	---

(3) 「杉並区中学校対抗駅伝大会2010」の実施結果について	10
---------------------------------	----

(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	10
-----------------------------	----

委員長 ただいまから平成22年第22回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、對馬委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第107号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第108号「杉並区立子供の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の2つを一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第107号及び第108号につきまして、ご説明申し上げます。

現在、各小学校におきましては、教育活動等の状況につきまして、教職員並びに保護者及び地域住民による点検・評価を行い、その結果を学校運営の改善のために活用しているところでございます。

今般、小中学校におきましては、この点検・評価を、文部科学省学校評価ガイドラインに基づきまして、当該校の教職員等による評価と、保護者及び地域住民等の学校関係者による評価に整理し、それぞれ自己評価、学校関係者評価として実施することといたします。

なお、幼稚園につきましては自己評価として、従前どおり教職員と保護者、地域住民による評価を行うことといたします。

初めに、議案第107号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表の1ページをご覧ください。

従前、「自己評価等」としておりました第11条の5の規定を「学校評価」に改めます。第2項では、自己評価の結果及び学校運営状況の改善方策を踏まえた学校関係者による評価を行うこと等を定めてございます。

第33条におきましては、幼稚園の準用規定から学校関係者評価に係る規定を除くよう、規定の整備をしてございます。

次に、議案第108号「杉並区立子供の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表をご覧ください。

議案第107号による改正後の杉並区立学校の管理運営に関する規則の規定に準じまして、自己評価の規定を整備するものでございます。

最後に施行期日ですが、両議案とも公布の日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がございましたら、この第107号か第108号の

議案を明示してお願いします。

對馬委員 ここにということよりも、幼稚園はそのままとおっしゃったんですが、それはなぜか理由はあるんですか。

済美教育センター副所長 子供園への移行というところが、今、幼稚園の中では課題になっておりますので、子供園への移行というところが完了した後に、規定整備を行っていこうという考え方でございます。

對馬委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 他に何かございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 ありませんでしたら、これは原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第107号と議案第108号につきましては、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございます。

それでは次に、日程第3、議案第109号「教育財産の用途廃止について」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第109号「教育財産の用途廃止について」のご説明をいたします。

議案の2ページ目をご覧ください。

天沼小学校につきましては、区で初めての統合新校でございますが、先日、新校舎が竣工いたしましたので、移転完了後、平成23年1月1日をもって、現在使用している財産の廃止を行うものです。

財産の表示は記載のとおりでございます。

なお、用途廃止後は普通財産となり、政策経営部経理課長に引き継ぐこととなりますが、杉並区公有財産管理規則第8条第2項の規定に基づきまして、新たな目的に供するまでの間、教育委員会で管理をしております。

次ページ以降は、案内図、配置図、平面図を添付してございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございますか。

宮坂委員 直接関係はないと思うんですけども、科学館が何かいずれ移転するという話を前にちょっと聞いたことがあるんですが、その話はどうなったんでしょうか。

庶務課長 現在、該当地がないという状況でございますので……

宮坂委員 科学館の該当地が。

庶務課長 はい。また、新たな基本構想に基づく基本計画等を定めていく中で、新しい施設については考えていくものと考えてございます。

宮坂委員 いずれにしても、ここに移ることはまずないということですか。

庶務課長 当初はそういう考え方もあったんですが、現在のところはございません。

委員長 他に何かございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、ただいまの議案についてご異議がなければ、原案のとおり可決したいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、異議がありませんので、議案第109号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、その次は報告事項です。日程第4、報告事項の聴取に入ります。

初めに、「「学校支援本部事業等支援業務」公募型プロポーザル実施結果について」の説明を教育改革推進課長からお願いいたします。

教育改革推進課長 今回プロポーザルの対象となった事業は、平成18年度に創設された区の民間事業化提案制度に基づきまして採択された、地域ぐるみによる学校への地域支援総合推進事業が、前身となっています。

この委託は、19年の11月から学校支援に関する事業を委託してきたものですが、本年度で3年5カ月を迎えることから、23年度以降の契約締結にあたり、下記のとおり、公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定したものです。

まず、1番目として対象事業ですが、学校支援本部事業等支援業務となっております。選定された事業者は、区内に本拠地を置きますNPO法人スクール・アドバイス・ネットワークでございます。

2番目としてこの委託内容ですが、学校支援本部等の相談・助言業務、また、人材養成、学校支援本部セミナー、PTA活動セミナー等の業務委託となっております。

なお、このプロポーザルに関する公募期間ですが、平成22年10月25日から11月12日まで。この間、提案書が提出された団体は2者でございます。

今回の結果については添付資料のとおりとなっておりますが、この選定委員会開催及び経過の点で、まず、第一次審査を書類審査で行いまして、第二次審査でプレゼンテーションを行って、その合計点で評価したものでございます。

今回の選定委員会での主な論点として、実現性や具体性、また、コーディネーターのネットワークづくりなど、今後の学校支援本部等地域活動の自立に向けた支援が可能か、また、地域との協働が実現できるかなどがあり、僅差ですが、NPO法人スクール・アドバイス・ネットワークが選定されたところでございます。

最後に今後のスケジュールですが、今月、受託候補者あてに結果を通知してございます。来年2月から3月にかけて、66校に設置されております、各学校支援本部を対象にした事務説明会を開催し、4月から委託を開始したいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございますか。

これは、全部の学校の支援をこの1者がやるということですか。

教育改革推進課長 そうです。学校支援本部につきましては、今年度で全校設置という予定になってございますので、全校が対象になります。

ただし、放課後子ども教室と土曜日学校につきましては、設置されている学校が対象となっております。

P T A活動セミナーは、当然、新しくP T Aになられた方を含めて、毎年、大体5月の中旬頃に行っておりますので、今回についても同時期に開催をしたいと考えております。

委員長 ほかにございますか。

田中委員 今までS Aネットの方には、業務委託として、土曜日学校と放課後子ども教室などの予算的なものは持っていたと思うんです。今度、学校支援本部が一括して業務委託になるわけですよ。そうすると、今まで国から予算がついていた部分と、区から予算がついていた部分の運営費は、今後、このS Aネットとの絡みはどういう形になるのでしょうか。

教育改革推進課長 今、委員からお話しいただきましたとおり、これまでの今年度までの契約では、土曜日学校と放課後子ども教室の運営委託でございましたので、お金も含めて委託しておりましたが、来年度以降は、お金に関しては区に戻して、あくまでも、相談業務、支援業務というふうになりますので、放課後子ども教室、土曜日学校、それから学校支援本部についての予算は、区で持っていて、直接、今度は支援本部や放課後子ども教室の実行委員会の方にお金を渡すというような仕組みを、今、検討しているところです。スクール・アドバイス・ネットワークに今までのようにお金を渡すという仕組みにはならないものです。

田中委員 今までは、先に立ち上げた学校だけが実行委員会をつくっていたんですけども、今後、全校が立ち上がった場合は、実行委員会はどのような形になるのでしょうか。

教育改革推進課長 今の学校支援本部実行委員会は、先行して立ち上げた15校の中の代表者でお集

まりいただいて開いておりましたが、今後は、国の学校支援本部地域委託事業が平成22年度で終了するのに伴いまして、実行委員会はなくなると。ただし、全体の情報共有等は当然必要になってまいりますので、そこは今回の委託内容の中に入っております、学校支援本部セミナーであったり、また、今回の提案の中にもあるんですが、何分、66校と数が多いので、そんなに頻繁に全校が集まるというのは現実的ではないものですから、例えばグループごと、現在ある小学校、中学校の分区ごとに1つのチームをつくって、そうした中で、頻繁に情報共有や研修を行っていく、そういうような予定になってございます。

委員長 1つのところで学校支援を全部をやるというのは、教育委員会として非常にメリットがあると。

教育改革推進課長 はい。これは、やはり教育委員会のビジョン、推進計画に基づく地域との協働を進めると。その考えに基づいて全校を統一してやっていただくには、1団体でやっていただくのが現実には適切だというふうに考えています。

対馬委員 そうすると、学校現場で活動している人にとっては、お金のことは教育委員会に相談する、それ以外のことをこのSAネットに相談するという形になるんでしょうか。

教育改革推進課長 お金は、今のところちょっと、国と都のこういった形で財政支援があるかとか、正式に決定しておりませんので、あくまでも想定なんですけど、予算がついたものを区からそれぞれの支援本部に対して何十万円という形でお渡しして、支援本部がそのお金を自ら管理をして、ボランティアの方たちに払っていく。今までは、学校令達といいまして、例えば、ボランティアされた場合とか、物を買った場合は、学校事務を通して、全て最終的に教育改革推進課で区の執行としていたものを、年間予算を、恐らく1度というわけではないと思いますが、2度もしくは3度に分けて、学期ごとなどでお渡しして、それを学校支援本部できちんと領収書を取って、最後に精算するというふうなお金の流れになります。

対馬委員 金額は一律ですか。各学校の方から予算を上げるとかということになるんでしょうか。

教育改革推進課長 学校支援本部については、一律になると思います。

ただ、昨年来、やはり例えば学校の規模等によって、チラシをつくったとしても、小規模校と大規模校では、当然必要な枚数とかが違うので、そういったものに対する配慮が欲しいというお声はいただいておりますので、そうしたことについても現在検討しています。

田中委員 あと、教育基金みたいなものを持っている学校も、多分あると思うんですけども、そういう管理も各学校の支援本部がまかなうという形になるんですか。

教育改革推進課長 そうですね。恐らく教育基金というと、寄附などを受けたとか、そういったものではないかと思うんですけど、現在も持っているところがあるとなれば、自分のところで管理を

しているというふうに考えております。

ただ、その金額は何かしらの引き継ぎで残ったお金というふうに聞いていますので、ほんのわずかな金額だというふうに聞いておりますが、今後は、例えば授業の中で発生する実費程度のものは、毎回とは言わないまでも、年に数回は受益者負担として徴収していただいて、その分を少しでも新たなボランティアの活動費として使っていただければということは、こちらから学校サイドのほうに提案をしております。

宮坂委員 受益者から徴収するというと、何か全て支援本部の活動については、そういったボランティアとしてやっていけということでしょうか。

教育改革推進課長 ただ、収益団体ではありませんので、本当に例えば何かで消耗品が必要で、授業について買った時に、参加費として1人50円とか100円とか、そうしたものが年間の中で、わずか2万円でも3万円でもになれば、それは最終的に、例えばボランティア経費で使う場合には、ボランティアがその分だけ増える、そして活動が充実していくというような報告を受けています。

委員長 よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、ありがとうございました。

それでは、続きまして「杉並区立天沼小学校移転に伴う教育財産（行政財産）の用途廃止後の活用について」の説明を、学校適正配置担当課長からお願いいたします。

学校適正配置担当課長 それでは、「杉並区立天沼小学校移転に伴う教育財産（行政財産）の用途廃止後の活用について」ご報告させていただきます。

先ほど、議案第109号で、教育財産の用途廃止をご可決いただきました。こちらに記載の、1番、用途廃止をする財産、用途廃止の理由、用途廃止年月日は、先ほどの可決いただいた内容と同様のものがございます。

本来、先ほどご説明申し上げましたとおり、行政財産でなくなった後は、区の財産管理を担当しております経理課の方にお渡しし、その後、他の目的に転用するということになってございます。

今回、この現天沼小学校の跡地活用につきましては、旧若杉小学校跡地活用に係る懇談会提言などを踏まえつつ検討を重ねてまいりましたが、区の方では、今後、新たな基本構想・総合計画を策定する中で、この跡地の活用も含めて区施設全体の再編整備について改めて検討することとなりました。こうしたことを踏まえまして、当面、区の保育室ということで暫定的な活用をするということで、議会等へも報告させていただいております。

ただ、これは、7月から保育室を始めるということで、4月から工事に入るというところで、

1月から3月は一方で使わない状況があるわけですがけれども、現在、ちょうど天沼小学校の新校舎の工期が遅れた関係で、芝生の育成が非常に悪い状況になってございます。現在、そのまま使ってしまうと芝自体が壊れてしましまして、また再整備となってしまう関係から、しばらくこの芝生を養生をさせていただくかわりに、現在の天沼小学校の校舎をそのまま教育活動に活用させていただくということでございます。

本来、体育等の教育活動などに限りたいところではございますけれども、小学校の児童団体として登録しております、サッカーですとか野球ですとか、そういったところは、本来であれば校庭が使えるということでしたので、この両団体に限りましては、旧天沼小学校に関しましても、使用を認めることとするという方向で、3月まで教育活動として引き続き使わせていただきたいと考えているところでございます。

その旨、報告させていただきまして、所管はこれからも教育改革推進課で、引き続き管理していくということにさせていただくこととなります。

以上で報告を終わります。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見のある方。

これは、そうしますと、校舎はもう以前から新しい方を活用しているんですね。体育の授業の時だけここに来ていると。

学校適正配置担当課長 そうですね。校庭が、狭い場所であれば多少使えるんですけども、広めに使う、全体として活用する場合は、今のこちらの校庭を活用すると。

委員長 だけど、そういう時間割を組まないと、移動する時間がありますので難しいですね。

学校適正配置担当課長 特にこの期間は、体育などは2時間組むという、そういう形で工夫させていただくような形になっています。

委員長 他に何かありますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、結構でございます。どうもありがとうございました。

次に、「「杉並区中学校対抗駅伝大会2010」の実施結果について」及び「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、以上の2件の報告を、一括して社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私の方からは、「「杉並区中学校対抗駅伝大会2010」の実施結果について」ご報告申し上げます。

まず最初に、12月12日の当日、教育委員の皆様方、ご来場いただきまして、また、表彰式でメダル授与のお力添えをいただきましたことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

大会の方は、おかげさまで、けがも事故もなく無事終了いたしました。

資料の方をご覧ください。

4番、1,350名という多くの地域の関係の方々に支えられ、大会の方ができたわけでございます。

5番にございますように、J：COMで記載のと通りの放映を予定しているところでございます。

裏の方をご覧ください。

男子の部、1位、天沼中学校、5連覇という偉業を成し遂げたわけでございます。女子の方は、高井戸中学校が1位でございます。

なお、総合の成績を見ますと、天沼中学校が大会新記録でございます。女子の方は、高井戸中学校、松溪中学校、西宮中学校が、同じく大会新記録というふうになっております。

また、区間賞も、男子の1区、3区、4区が新記録でございます。女子の方は、1区、3区が新記録というふうになっております。

また、今年度、昨年度と同様に、青梅市のチームが参加いたしまして、合同チームということで特別賞を授与させていただきました。記録的には、男子が8位、女子が1位という好成績を上げているところでございます。

来年度以降につきましては、関係者の方々の意見を伺いながら、公道の使用につきまして、特に慎重に検討いたしまして、メリット、デメリット等を踏まえながら、来年度以降の方法について検討してまいる予定でございます。

2点目、私の方から「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」ご報告させていただきます。

資料の方をご覧ください。

11月分合計が22件ございます。そのうち定例が20件、新規が2件、また22件のうち、共催が5件、後援が17件でございます。

資料の方をおめくりいただきまして、新規分につきまして、ご説明をさせていただきます。

2ページ、ご覧ください。

こちらが社会教育センター承認分でございます。

ナンバー1です。共催「親子で街デビュー@和田商店街実行委員会」によります「親子で街デビュー@和田商店街」、社教センターの家庭学級の共催事業でございます。こちらの方は、商店街の支援と子育て支援を結びつける事業ということで、12月6日のNHK「首都圏ネットワーク」で紹介されたというふうに報告を受けております。11月16日と11月29日の2回の実施でござ

います。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

ナンバー1でございます。後援「財団法人日本フィルハーモニー交響楽団」による「春休みオーケストラ探検「四季」の巻（エデュケーション・フェスティバルin杉並2011）」でございます。来年3月26日の開催の予定でございます。

私からは以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの2件につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

（「なし」の声）

委員長 それでは、ありがとうございました。

以上で報告事項の聴取を終わります。

これで予定されました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、何かございますか。

庶務課長 それでは、次回の定例会の日程でございますけれども、年が明けまして1月12日水曜日、午後2時からを予定してございます。よろしく願いいたします。

委員長 それでは、よろしゅうございますか。

では、これで本日の予定は、全部終わりましたので、会議を閉じます。どうもありがとうございました。